

認定医更新規則抜粋

第11章 資格の更新

(更新義務)

第21条

- 1 認定医、指導医、研修施設および関連研修施設は5年ごとにその資格を更新しなければならない。
- 2 更新の申請方法、審査ならびに認定方法などについては別に定める。

第12章 資格の喪失ならびに認定の取消

(事由)

第22条

- 1 認定医および指導医が次の事項に該当するとき、認定医委員会および理事会の議を経て、認定を取り消す。なお、指導医であって申請時満65歳を超えた者は更新を要しない。
 - 1) 正当な理由を付して認定医の資格を辞退したとき
 - 2) 資格の更新を行わなかったとき
 - 3) 歯科医師または医師の免許が取消されたとき
 - 4) 本学会会員の資格を喪失したとき
 - 5) 認定医、指導医としてふさわしくない行為があったとき
 - 6) 申請書類などに重大な誤りがあったとき
- 2 認定医委員会は、会員が前項第5号または第6号に該当するとき、資格喪失の認定前に当該会員に対し、弁明の機会を与えるものとする。
- 3 前項第1号、第2号、第5号および第6号に該当する資格の喪失の適否については、認定医委員会の議を経なければならない。
- 4 理事会にて承認された結果は、評議員会および総会にて報告する

(認定証の返還ならびに登録の抹消)

第23条

- 1 前条により認定を取り消された者は、速やかに本学会に認定証を返還しなければならない。
- 2 本学会は認定証の返還後、登録を抹消する。

施行細則

第5章 認定料・登録料および更新料

第10条 認定料・登録料および更新料は以下のようにする。

- 1) 認定医および指導医の申請料ともに各1万円、登録料は認定医2万円・指導医3万円とする。
- 2) 研修施設審査料と登録料は併せて1万とするが、審査にて不合格でも登録料分は返金しない。
- 3) 認定医・指導医の更新は、認定医2万円・指導医3万円とし、研修施設の更新は5千円とする。
- 4) 指導医は認定医を兼ねるため、指導医の更新期間にて認定医の更新も同時に行う。

日本小児口腔外科学会終身指導医施行細則

第1条 更新時において65歳以上の者は、更新料3万円と更新申請書の提出をもって終身指導医と認める。
なお認定証の登録期限は「終身」とする。

日本小児口腔外科学会 認定医制度 更新要綱

認定医制度の単位制

継続申請時は単位制度とし、下記の単位を必要とする。

1. 指導医は更新時100単位
2. 認定医は60単位
3. 本要綱の他関連学会とは、日本口腔外科学会、日本小児歯科学会、日本口腔科学会、日本口腔病理学会、日本歯科放射線学会、日本口腔顎顔面外傷学会、日本口蓋裂学会、日本顎関節学会、日本顎変形症学会、日本矯正歯科学会とする。

第2条 学術論文

印刷し公表された学術論文については、下記の単位を認定する。

1. 日本小児口腔外科学会雑誌論文掲載「小児口腔外科」
 - (1) 筆 頭 40単位
 - (2) 共著者 20単位
2. 他関連学会雑誌論文掲載
 - (1) 筆 頭 10単位
 - (2) 共著者 5単位

なお、関連学会雑誌以外でも本学会の趣旨に合致したものであれば、認定委員会の承認を得れば単位として認めることとする。

3. 投稿中の論文に関しては、受理証明書を要する。

第3条 学会発表

学会の学術大会にて公表された学会発表については、下記の単位を認定する。

1. 日本小児口腔外科学会学術大会
 - (1) 筆 頭 30単位
 - (2) 共著者 10単位
2. 他関連学会
 - (1) 総会に伴う学術大会
 - ①筆 頭 5単位
 - ②共著者 3単位
 - (2) 地方会に伴う学術大会
 - ①筆 頭 3単位
 - ②共著者 1単位

第4条 学術大会出席

1. 日本小児口腔外科学会学術大会 20単位
2. 他関連学会学術大会
 - (1) 総会に伴う学術大会 5単位
 - (2) 地方会に伴う学術大会 3単位

第5条 研修会

日本小児口腔外科学会主催の研修会（教育・BLS含）については下記の単位とする

- (1) 連続開催2日 40単位
- (2) 1日開催 20単位
- (3) 半日開催 10単位

- 付則
1. 学術大会時に教育研修会を併設する場合には、学術大会と教育研修会の各々に単位を付与する。
 2. 1日開催との基準は10:00～16:00までとし、これを著しく下まわる場合には半日開催とする。
 3. 連続して2日間に渡り開催された場合には、時間を問わず2日開催とする。